

審査基準（公表用）

様式第 3 号
所管課 建築住宅課

法令名	公営住宅法	法令番号	昭和 26 年法律第 193 号		
手続名	公営住宅の入居者の決定	根拠条項	法 25 条第 1 項		
審査基準	<p>・法 25 条第 1 項による。</p> <p>事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない。</p>				
受付 機関	指定管理者	処理 機関	建築住宅課	交付 機関	建築住宅課
				標準処理期間	15 日
				標準経由期間	5 日
					目次
					1